

株式会社フタガミ行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、かつ社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、また若年者の能力開発や適職選択による安定就労を推進するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの10年間

2. 内 容

目標1 産休育休制度利用率の向上のため、既に設置している妊娠中および出産後の相談窓口の周知徹底を図る。

<対策>

- ・平成27年9月 産休育休制度に対する理解を促すため、上長に対する説明を実施。
- ・平成27年10月 相談窓口担当者が全事業所をまわり、産休育休制度の話をするとともに今後相談がしやすいようにコミュニケーションを図る。
(特に有期契約社員やパート社員に対して)

目標2 計画期間内に、若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供及びトライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進を次の水準以上にする。 インターンシップ等の就業体験機会の提供…年に2回以上実施すること。 トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進…年に1人以上実施すること。

<対策>

- ・平成27年4月～ 高知県インターンシップ推進プロジェクトに参加し、インターンシップに対する認識と周知を促す。
また、障害者の職業体験を受け入れる。
- ・随時 学校や官公庁等に情報提供を行う。